# 東京都内の事業者の皆さんへ!

令和2年度 第5回

今回は小平市と共催です



# 自転車安全利用TOKYOセミナー

自転車は手軽で、利便性が高く、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、自 転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

東京都の自転車安全利用条例では、都内の事業者の方々は、努めて**従業員に対する自転車の安全利用に関する研修や情報提供等の必要な措置を講ずること**が定められており、平成29年2月1日から、事業者の方々に、「自転車安全利用推進者」を選任する努力義務等が定められました。

また、<u>令和2年4月1日</u>から、都内の自転車利用者を対象とし<u>自転車利用中の事故により、他人に</u> ケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。

自転車の交通ルールや自転車安全利用研修のノウハウを学び、一人ひとりが安全利用を推進する担い手となりましょう。

#### ◆ 開催日時 ◆

令和2年 1 2月 1 6日 (水曜日) 午後2時00分から午後4時40分まで

(※受付開始:午後1時30分から)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合がございます。



小平市役所6階 大会議室 (小平市小川町 2-1333) ※地図は裏面をご覧く ださい。

※ 感染予防対策として、入口にて体温を計測させていただきます。発熱等のある方は参加をお断り することがありますのでご了承下さい。

### ◆ 対象者 ◆

都内の事業者等 55名

#### ◆ 主な内容(予定)◆

- (1) 事故・ヒヤリハットから考える自転車の安全利用推進
- (2) 自転車安全利用研修の実施方法について
- (3) 自転車と保険
  - ※ 内容は一部変更になる場合がございます。
  - ※ セミナーホームページへは右 QR コードから





# 参加者特典

- •「研修用DVD」・「自転車安全利用宣言証」を差し上げます。
- ご希望により、東京都ホームページでの事業所名の公表や、 セミナー修了証の発行等が受けられます。

(DVD イメージ)





## 総合推進部 交通安全課 行

E-mail: S1060104@section.metro.tokyo.jp

#### ◆ 申込みについて ◆

【申込方法】

次の参加申込書に必要事項を記入し、可能な方はEメールで提出をお願いします。

メール環境がない場合は、fax または郵送にてお受けします。

**T**163-8001

東京都 都民安全推進本部 交通安全課(住所不要)

〔電 話〕03-5388-3124 〔FAX〕03-5388-1217

(メール) S1060104@section.metro.tokyo.jp

#### 【申込期限】

令和2年12月11日(金曜日)

#### 【備考】

※御参加いただける場合は、特にお知らせはいたしません。当日会場までお越しください。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため中止となる場合はお知らせします。

※申込みに係る個人情報は、本事業の範囲内で使用し、それ以外の目的には使用しません。

#### ◆ 会場への来場方法について ◆



#### ■会場への来場方法■

- ・ 西武多摩湖線青梅街道駅から徒歩 5 分
- ・国分寺駅北入口バス停(国分寺駅北口から徒歩2分) から、西武バス【寺62】系統(松ヶ丘住宅入口経由) 小平駅南口行きに乗車、小平市役所バス停で下車。
- ・小平駅南口バス停から、小平市コミュニティバス【にじバス】津田公民館・図書館方面行きに乗車、小平中央公民館バス停で下車。

※御来場は、なるべく公共交通機関をご利用ください。 会場へのアクセス等は、右 QR コードから小平市 ホームページをご覧ください。



## ■ ■「自転車安全利用TOKYOセミナー」参加申込書 ■ ■

事業者名			
電話			
Eメール	(※アドレスは誤りのないよう、はっきりとご記入下さい。)		
	役 職	氏	名
セミナー 御参加者			
pr 9 750 C			
自動車安全利用推進 事業者制度こついて	(1)登録している (	(2) 登録を希望する	(3)登録を希望しない
備考	(※事務局に御連絡がある場合は、	その内容を御記入ください)	